

事 務 連 絡

令和 7 年 10 月 14 日

組合員各位

公立学校共済組合徳島支部

『教職員 福利厚生のおしり』（冊子）の訂正について

標記の件につきまして、掲載内容に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】 24 ページ I.他の扶養義務者が扶養手当を受給していないか（B）の本文中

- 誤 なお、この場合、必ずしも組合員と認定しようとする者の居住に住んでいる扶養義務者との収入比較をし組合員の収入が低くその差額が1割以上あればそもそも認定できません。
- 正 なお、認定しようとする者が夫婦共同扶養にあたる場合は、組合員と扶養義務者との収入比較をし組合員の収入が低くその差額が1割以上あればそもそも認定できません。

徳島県教育委員会福利厚生課内
公立学校共済組合徳島支部
給付・年金第一担当
TEL：088-621-3176